

地方交付税とふるさと納税との自治体予算歳入における 性格の相違に関する一考察

安 田 満

要 旨

小泉政権ではバブル経済崩壊後、財政赤字を少しでも削減するために、「中央から地方へ」を改革の柱として「地方ができることは地方へ」という理念の下、「三位一体改革」を実施した。この「三位一体改革」の中に地方交付税の改革（総額の大幅な抑制、算定の簡素化、不交付団体の増加）がある。地方交付税は国から基準財政力の弱い地方への補助金である。

とはいえ、財源の源は納税人口である。地方から首都圏への人口が流出することで地方の人口は減少し、ますます地方の財政状況は悪化して補助金に頼らざるを得ないこととなる。

このような背景の下、平成20（2008）年度より、首都圏に一極集中している都会の生活者が住民税の1割程度を生まれ故郷の自治体に払えるようにする「ふるさと納税」制度が執行されることとなった。

この制度の施行当時はあまり話題性も無かったことから利用する人も少なかった。しかし、ここ数年前から利用者の口コミや新聞広告、テレビコマーシャルなどの情報により、その納税額の3割相当の地元特産品などが返礼品として送られてくることで、国民の理解度も深まり「ふるさと納税」制度が加熱して、各市町村においては寄付件数や寄付額共にかなり増えてきている。

しかし、「ふるさと納税」が導入されても市区町村への寄付金ということで、税収とは異なる歳入となる。それ故に地方交付税の算定基準である規準財政収入額に算入されることはない。「ふるさと納税」で寄付された分は、地方自治体のいわゆる増収入分として歳出できることとなるが、地方交付税の算定基準である財政力指数には影響がないことになる。

「三位一体改革」の政策により当時の地方交付税は約3兆円削減でき、国税の財政赤字の緩和に少しでも成果があったと考える。そうであるなら、地方交付税の交付金を受けている交付団体でも「ふるさと納税」制度により寄付金が集まる自治体と寄付金の集まらない自治体が従来通りに地方交付税を交付されるのであれば、国の財政赤字は緩和されることはない。

本稿では、この「ふるさと納税」制度が持つ問題点の改善すべき諸点と地方交付税制度との関連から、市町村へ地方交付税の交付を算定する際にふるさと納税で集められた寄付金をどのように取り扱うべきか検討する。

キーワード：ふるさと納税、返礼品競争、寄附金制度、地方交付税制度

はじめに

国の財政赤字を抑制するために、小泉純一郎政権当時の制度として「三位一体の改革」が打ち出され実施された。その中の1つに地方交付税の改革（総額の大幅な抑制、算定の簡素化、不交付団体の増加）がある。この地方交付税は、財政力指数を基準としてその基準より低い財政力を有する自治体に国から配分される補助金である。

税収の源は人口である。昭和30（1955）年から昭和45（1970）年頃までは毎年30～40万人の割合で地方から東京などの首都圏への人口流入、換言すれば転入超過があった。さらに昭和55（1980）年頃から再び首都圏への流入超過が始まり、21世紀に入り首都圏、特に東京特別区への人口集中は現在でも一層進んでいる。

東京などの首都圏に集まった人の多くが地方で生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っている。

その結果、都会の自治体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の自治体は人口減少により税収が入らないことになる。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかという問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て11年前から寄付金として実施されたのが「ふるさと納税制度」である。

この制度の施行当時はあまり話題性も無かったことから利用する人も少なかった。しかし、ここ数年前から利用者の口コミや新聞広告、テレビコマーシャルなどの情報により、その納税額の3割相当の地元特産品などが返礼品として送られてくることで、「ふるさと納税」制度が

加熱している。

地方交付税などの「補助金」とふるさと納税などの「寄付金」とでは制度内容は異なるが、両者とも自治体の歳入となりその分自治体予算の一部として歳出できる。

自治体によっては最近「ふるさと納税」でかなりの額の寄付金が集まっている。しかし、その自治体の税収とは異なる性質であることから、財政力指数の算定には影響しない。そのため基準より低い財政力を有する自治体は国から地方交付税として交付される補助金が予算の中に組み込まれている。つまり、「ふるさと納税」で集まった寄付金は予算内に増額されることで自治体財政には余裕ができる。しかし、国家財政予算の一部から歳出される地方交付税は寄付金の増減とは関係なく自治体の歳入となる。よって財政力が豊かな不交付団体を増加させることには繋がらないことになる。

それだけでなくふるさと納税者が多い自治体にとっては、寄付行為による所得税控除の影響で不交付団体から交付団体になってしまう可能性もある。すると、財政赤字削減のために実施した地方交付税の改革は何のために実施されたのかという疑問が残る。

そこで本稿では、地方交付税の交付を算定する際に「ふるさと納税」で集められた寄付金をどのように取り扱うべきか検討する。

構成として、まず「ふるさと納税」制度の概要を述べ、制度執行後の「ふるさと納税」による寄付件数および寄付金額の推移を都道府県別にみる。その上で「ふるさと納税」制度の問題点と改善点を考察する。

次に地方交付税制度の概要を述べ、交付団体と不交付団体の推移をみた上でいくつかの自治体の事例を踏まえながら、ふるさと納税額と地方交付税との関連性について検討する。

なお、本稿中、意見にわたる部分については

私見であることを予めお断りしておく。

1. 「ふるさと納税」制度の概要

ここでは「ふるさと納税」制度の導入とその内容について述べる。

「ふるさと納税」制度は安倍晋三政権となり、当時の菅義偉総務大臣は平成19（2007）年5月1日、都会に一極集中している都会の生活者が、住民税の1割程度を生まれ故郷の自治体に払えるようにする「ふるさと納税」を提唱した。その背景には小泉純一郎政権の政策である地方分権、および「三位一体改革」の地方交付税の削減がある。

政府はこの「ふるさと納税」制度を執行することにより、地方自治体が地域住民との協力の下地域活性化政策に取り組み、各自治体がある程度自立できる可能性があることを見込んで政策を実施した。

「ふるさと納税」制度は、納税者が自分で選んだ自治体⁽¹⁾に寄付した場合、所定の自己負担額を除く全額が所得税および住民税から控除⁽²⁾される制度である。

この「ふるさと納税」という寄付金は通常行われる寄付行為とは異なり、寄付した者に地域の特産品などの「返礼品」を寄付のお礼として納税者に配送するという特徴を持った寄付金である。

「ふるさと納税」制度には2つの目的があると考えられる。

1つ目は、地方の人口減少による税収減を緩和することである。地方で生まれ育ち、教育を受けても、就職先の多くある都会へ移住してし

まう。そうした人達が、自分のふるさとやお世話になった地域、関心のある地域などに、寄付をすることで財政面の資金援助をすることができる。

2つ目は、各自治体の地域産業を活性化させ、知名度を上げることである。日本は、北は北海道から南は九州・沖縄まで気候や風土・文化が異なり、それぞれの地域独特の伝統工芸や特産品などがある。知名度の低い地域では、このようなことは国民に知られていない。各自治体は国民に向けてそれぞれの取り組みをアピールすることで、自治体間で競争が高まり、まちおこしに役立つと考えられる。

この「ふるさと納税」制度で、政府はふるさと支援という目的での納税は良いが、まちおこしのための返礼品目当てとした目的に熱が入らぬよう納税金額に対する基準として次の規程を要請する通知（技術的な助言）を自治体に行っている。

- ① 寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、返礼品（特産物）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような返礼品の価格・価格割合などの表示による寄付の募集をする行為を行わないこと。
- ② 換金性の高いプリペイドカードや高額又は寄付額に対し返礼割合の高い返戻金の送付を行わないよう、30%以下の金額の地場産品とすること。

このような規定の下、平成20（2008）年度から制度は導入された。

「ふるさと納税」制度を利用した場合の3つのポイントについて具体例を用いて詳しく説明してみる。

「ふるさと納税」の3つのポイント

(1) お礼の品がもらえる

市町村に「ふるさと納税」すると、その市町

(1) ここでいう自治体とは、生まれ故郷に限らず、任意の都道府県や市区町村のことを示す。

(2) 自治体の数に制限はないが、控除の対象となる寄付の金額には年収に応じて上限がある。

村から返礼品として当地の名産品や宿泊券の他、ポイントがもらえる。しかし、この返礼品については寄付金の額によっても市町村ごとにさまざまである。

(2) 税金が控除される

ふるさと納税控除上限額以内の寄付であれば、2,000円を除く全額が控除される。1件の寄付毎に2,000円を自己負担するわけではなく、年間の寄付総額に対して自己負担2,000円という計算になる。さらに、寄付した税金の用途を、寄付者が決めることができるのも1つの特徴となっている。例えば災害の復興支援を目的とすることもできる。

(3) 5つの自治体まで確定申告不要 [平成27(2015)年度の税改正により手続きの簡素化]

給与所得者は「ふるさと納税」をする自治体が5自治体以内であれば、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで確定申告は不要となる。

具体例として30,000円の「ふるさと納税」をした場合はどのようなのか説明をする。

- ① 寄付者の好きな自治体に30,000円を寄付する。
- ② 返礼品として地方の特産品等が送られてくる。
- ③ 28,000円の控除額がある。(実質2,000円の負担で特産品がもらえる)
(住民税の減額は、ふるさと納税をした翌年の6月の住民税から「寄付金 -2,000円の金額が安くなる⁽³⁾。)

この「ふるさと納税」制度の特徴として、そもそも寄付金は本来無償の行為であるべきものであるが、「ふるさと納税」制度による寄付で

は、世帯別全額控除年間上限額はあるものの所得税控除と住民税基本控除、特例控除を組み合わせることで、寄付額から2,000円を減した金額の税額控除を受けられる。

このようにふるさと納税者にとってはメリットがあることから、年々寄付者が増加傾向にある。その反面、自治体にとっては各自治体との寄付金を集めるための競争となり、政府の決めた返礼品に関するルール⁽⁴⁾が守られなくなり、最近ではふるさと納税に関する自治体ルールの見直しをすることになってしまった。

2. 「ふるさと納税」の受け入れ額及び受け入れ件数の現況

ここ数年で「ふるさと納税」の受け入れ金額や件数が急増している。これはテレビコマercialや新聞の広報版等のメディアにより、国民に「ふるさと納税」に関する内容等が浸透しているからであると言っても過言ではない。

図表1と図表2は、平成20(2008)年度～平成29(2017)年度の「ふるさと納税」制度による受入額と受入件数の推移を示したものである。

この2つの図表をみると、制度が導入されてから10年が過ぎようとしている。導入後の平成20(2008)年度は寄付金額が約81億円で、受け入れ件数は約5.4万件だったのが、5年後の平成25(2013)年度は寄付金額が約146億円となり、5年間で約64億円増額している。また、受入件数は約43万件と5年間で約37万件増加していることとなる。

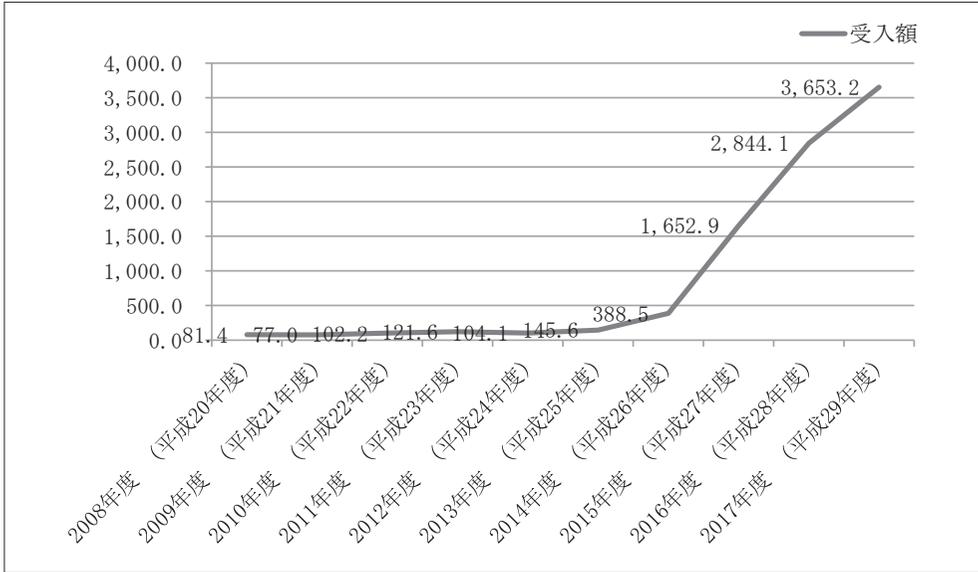
後半の5年間については、国民への情報提供の広まりや納税経験者の口コミをはじめ、各自

(3) 『読売新聞』2018年11月24日付。

(4) 返礼品は寄付額の30%以下の金額の地場産品とすること。

図表1 ふるさと納税の受入額

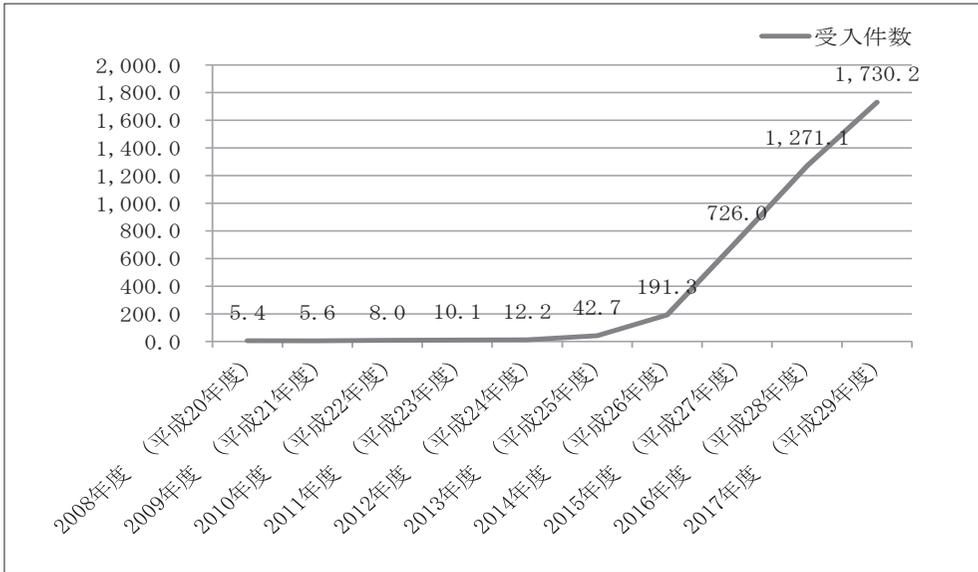
単位:億円



出典：http://www.soumu.go.jp 「総務省ふるさと納税ポータルサイト平成30年度『ふるさと納税に関する現況調査結果』所収 (2018年12月20日アクセス)。

図表2 ふるさと納税の受入件数

単位:万件



出典：図表1に同じ

自治体の返礼品情報提供の効果もあって、平成26 (2014) 年度は寄付金額が約389億円となり1年間で約243億円の増額、また、受入件数も約191万件となり1年間で約149万件的増加となつて

いる。

それ以降はさらに拍車がかかり、平成26 (2014) 年度から翌年度までのわずか1年で寄付金額は約1,653億円となり約4.2倍伸びている

こととなる。また、受入件数も726万件となり約4.9倍の伸びとなっている。その後もさらに追い風が吹き昨年度の〔平成29（2017）年度〕の寄付金額は約3,653億円となっている。また、受入件数も約1,730万件となりかなり増加していることとなる。

その中でも寄付金額の増額が最も伸びた年度は、平成26（2014）年度から翌年度にかけてであり、この1年間で約1,265億円の伸びとなっている。平成27（2015）年度から翌年度までは約1,191億円の伸びとなっている。また、受入件数についてみると、平成26（2014）年度から翌年度までは1年間で約535件の伸びとなっている。受入件数が最も伸びたのは、平成27（2015）年度から翌にかけてであるが、約545件の伸びとなっている。こうして比較してみると、受入金額および受入件数ともにここ4～5年間でケタ違いに増加していることが分かる。

換言すれば、国民の間で各地域の返礼品目当の「ふるさと納税」制度のブームが到来し、それに応えるために各自治体も競って「ふるさと納税」を徴税するために最初の「ふるさと納税のルール」を守らない自治体さえ出現し、政府による制度の見直しまで検討される事態が起こっている。

3. 都道府県別及び団体別「ふるさと納税」の利用状況と受入件数

「ふるさと納税」制度に関する納税の受入金額および受入件数についてみてきたが、日本列島には北は北海道から南は九州、沖縄まで風土気候が異なる広域普通地方公共団体（都道府県）は、都が東京都の1、道が北海道の1、府が京都府および大阪府の2、県が43で、その総数は「47都道府県」であり、都道府県内には市

町村等の団体が1,724⁽⁵⁾ある。

もっともすべての団体がこの「ふるさと納税」制度に加わっているとは限らない。例えば、「ふるさと納税」の受入額実績や活用状況の公表の両方を公表している団体が増加している中で、受入額実績・活用状況のいずれも公表していない団体もあるからである。

(1) 都道府県別「ふるさと納税」の利用状況

「ふるさと納税」制度が導入された平成20（2008）年度から平成29（2017）年度までの都道府県別「ふるさと納税」受入額と受入件数を示したものが図表3である。

図表3に示されているように、平成20（2008）年度の「ふるさと納税」受入額の上位3位をみると、第1位は東京都の約14億5,000万円、第2位は北海道で約9億5,000万円、第3位は広島県の約6億9,000万円となっている。下位3位についてみると、最下位は静岡県約3,000万円、2位は宮崎県約4,000万円、3位は青森県約5,000万円となっている。受入件数をみると、北海道の5,222件が一番多く、2番目は大阪府の4,956件、3番目は兵庫県の3,585件である。ちなみに受入額が1位だった東京都は505件となっている。

平成21（2009）年度になると、受入額は北海道と東京都が同額の約12億円、3位は神奈川県約4.8億円であった。下位3位は宮崎県、大分県、香川県の4,000万円と同額となっている。受入件数をみると、順位は変わらず、1位は北海道の5,574件、2位は大阪府の5,403件、3位は兵庫県の4,032件となっている。いずれも右肩上がりに伸びていることになる。

(5) www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities 「市区町村数を調べる|政府統計の総合窓口」『平成30年度 市町村数』所収（2018年1月26日アクセス）。

図表3 都道府県別 ふるさと納税の受入額および受入件数

単位：百万円 件

都道府県名	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
北海道	954	5,222	1,225	5,574	675	6,708	901	8,254	794	13,033	1,591	48,406	4,338	248,679	15,036	880,689	27,124	1,633,764	36,503	2,203,150
青森県	46	389	55	399	39	418	92	610	88	701	79	1,960	293	9,200	811	45,758	2,015	99,973	3,856	129,609
岩手県	125	654	160	688	178	899	2,871	9,463	594	5,538	367	4,692	579	23,712	2,381	147,461	3,040	175,205	3,676	182,014
宮城県	53	578	97	648	155	1,629	763	6,814	300	3,324	359	5,192	774	25,373	1,907	94,761	2,160	96,621	3,587	112,970
秋田県	81	811	52	719	68	655	62	724	75	864	105	2,604	328	21,369	1,408	79,999	1,650	87,157	2,271	132,436
山形県	83	1,253	60	1,415	124	1,936	76	2,084	136	4,294	318	21,579	2,872	208,818	13,908	735,418	22,533	1,155,037	22,611	1,319,505
福島県	137	946	91	1,022	132	1,094	1,339	7,301	414	3,848	459	3,736	581	13,604	1,422	36,606	1,709	55,744	3,084	101,950
茨城県	236	1,552	47	640	86	594	212	1,008	190	666	127	3,922	520	40,632	4,088	217,648	7,325	325,015	8,991	408,649
栃木県	265	596	61	483	57	440	104	444	196	504	105	552	431	8,065	1,205	42,566	1,419	49,216	1,507	44,768
群馬県	83	726	69	689	124	798	105	530	119	796	532	2,251	730	17,528	2,935	82,638	4,869	136,952	4,879	148,143
埼玉県	61	650	69	875	102	1,068	197	1,164	114	1,717	312	5,434	343	21,549	1,458	57,903	2,626	85,693	2,264	88,223
千葉県	227	490	124	1,332	317	3,072	245	1,703	338	974	288	2,176	394	12,584	3,167	79,550	6,419	172,780	4,846	233,375
東京都	1,448	505	1,225	1,089	3,038	965	1,206	721	1,739	1,048	1,383	2,240	1,128	4,242	1,243	9,381	871	14,426	2,267	19,179
神奈川県	277	712	486	1,448	301	1,058	256	801	358	2,256	373	6,937	1,068	13,966	1,961	40,665	4,970	109,671	7,360	160,398
新潟県	152	1,976	111	1,047	90	1,197	129	1,495	187	1,899	231	6,926	495	21,449	2,304	98,159	4,337	190,667	6,431	285,099
富山県	69	576	49	317	47	319	51	333	47	417	54	899	123	3,971	297	11,205	533	21,558	443	16,750
石川県	53	606	60	1,478	49	483	43	173	48	589	61	1,467	234	8,050	928	29,527	1,728	60,314	1,927	64,212
福井県	91	995	82	1,034	89	1,047	79	918	90	902	101	993	109	2,135	553	18,423	1,269	57,297	1,747	69,742
山梨県	62	558	73	611	79	621	83	695	81	834	119	1,441	363	28,907	1,602	85,602	2,678	125,526	4,440	197,000
長野県	303	1,925	210	1,615	163	1,675	193	2,086	299	2,773	834	21,437	2,090	102,895	10,456	318,889	19,001	452,520	13,463	467,201
岐阜県	180	575	224	482	176	524	103	502	203	1,018	376	12,874	553	31,653	1,954	90,780	5,215	206,058	10,893	365,254
静岡県	31	389	64	511	50	838	66	1,237	68	1,860	151	7,782	1,241	55,759	9,430	373,037	17,636	695,542	18,530	716,998
愛知県	118	2,650	145	1,342	174	8,468	203	6,133	406	1,875	407	18,556	488	41,299	2,162	96,224	4,096	143,268	5,384	168,432
三重県	59	368	164	463	67	851	78	1,154	74	2,939	226	12,338	654	39,293	2,272	95,971	3,156	95,274	2,945	97,949
滋賀県	63	576	67	737	46	1,230	128	1,150	46	1,227	66	2,004	393	15,105	1,638	45,667	3,037	67,827	3,492	79,319
京都府	57	1,021	65	1,136	98	2,213	67	3,716	117	2,652	108	2,409	263	3,361	1,285	13,561	1,197	37,911	1,339	39,257
大阪府	396	4,956	411	5,403	447	3,411	324	3,482	545	4,893	685	13,105	1,097	41,789	3,642	106,233	7,331	316,487	20,075	994,419
兵庫県	319	3,385	360	4,032	1,463	4,313	317	4,695	359	6,047	466	15,450	1,551	77,642	4,262	175,440	6,730	262,164	6,979	244,837
奈良県	101	1,718	73	1,883	73	2,256	75	2,704	167	3,772	191	5,571	170	8,785	785	27,529	933	35,921	1,477	50,167
和歌山県	58	366	51	439	107	607	70	664	117	966	111	4,355	430	25,775	1,753	96,679	3,633	227,270	10,346	610,862
鳥取県	77	620	65	1,419	109	4,284	116	5,854	235	15,643	1,120	78,579	2,159	151,147	3,438	200,465	3,540	187,993	3,559	181,967
島根県	83	1,545	82	1,277	75	1,957	102	2,728	255	5,637	352	23,384	1,300	86,379	3,209	183,609	3,440	171,822	3,241	145,012
岡山県	168	650	49	536	52	526	88	617	62	752	96	2,089	425	21,035	4,549	125,622	6,325	185,199	6,927	208,022
広島県	685	655	288	910	113	1,226	93	1,374	149	1,997	119	3,722	569	8,812	1,270	37,156	1,979	53,911	1,456	61,016
山口県	95	1,612	71	1,928	68	3,012	89	3,281	76	4,059	115	7,191	400	25,747	1,139	55,103	1,663	70,450	1,815	70,003
徳島県	80	455	71	481	92	541	102	605	94	768	107	1,892	119	4,762	256	13,621	602	31,867	826	42,334
香川県	80	532	40	429	50	415	44	329	67	398	45	542	107	2,529	733	31,751	2,139	122,515	2,926	168,578
愛媛県	56	1,164	84	1,988	73	1,745	72	2,158	102	3,373	200	8,820	677	36,123	2,276	113,433	2,459	124,741	2,438	113,829
高知県	62	764	58	715	55	951	69	1,330	80	2,755	196	8,466	727	53,707	4,616	271,961	7,437	483,018	10,687	657,264
福岡県	62	1,414	185	1,121	99	1,572	384	1,735	243	2,424	220	9,638	578	33,375	5,473	210,246	9,528	480,910	16,475	918,182
佐賀県	70	617	152	334	35	545	110	761	51	1,280	309	11,075	1,812	76,289	9,662	426,805	17,763	972,915	31,547	1,711,533
長崎県	48	616	80	534	114	584	83	803	180	754	134	2,993	1,769	46,682	8,245	300,396	8,317	333,381	8,349	364,733
熊本県	67	1,235	104	1,358	93	1,348	98	1,186	120	1,650	133	2,957	251	11,250	1,179	50,508	8,047	273,657	5,385	226,014
大分県	28	298	40	254	36	268	41	274	84	311	116	2,843	211	11,598	2,029	66,502	4,164	131,241	6,326	253,357
宮崎県	41	545	40	604	210	5,894	62	1,219	70	2,075	326	18,009	2,304	138,263	10,328	618,262	20,602	1,225,401	24,903	1,553,016
鹿児島県	187	2,502	200	2,231	202	2,314	210	2,483	207	2,793	257	4,044	593	25,195	7,451	293,608	13,501	608,012	18,153	780,447
沖縄県	63	523	58	662	126	1,367	120	1,066	127	1,092	132	1,517	218	2,920	986	27,076	1,664	60,909	2,674	94,410
合計	8,140	53,671	7,698	56,332	10,218	79,926	12,163	100,861	10,410	122,347	14,564	427,069	38,852	1,912,922	165,291	7,260,093	284,409	12,710,780	365,317	17,301,584

出典：http://www.soumu.go.jp/main_content/000562702.「ふるさと納税に関する現況調査結果総務省PDF」自治体事務局市町村課課（平成29年7/4、平成30年7/27）「ふるさと納税に関する現況調査結果」所収より作成（2018年12月26日アクセス）。

さらに「ふるさと納税」制度の改正により、確定申告なしで税の控除が受けられるようになった平成26（2014）年度以降になると、受入額および受入件数共に急激に伸び始めた。平成27（2015）年度についてみると、受入額の上位3位は北海道が急に伸び始め1位となり、150億円を超えている。2位は山形県の約140億円、3位は長野県105億円となっている。下位の3位は、最下位の徳島県は約2億6,000万円で、上位とは約148億円もの差がある。2位は富山県の約3億円、3位は福井県の約5億6,000万円となっている。受入件数の上位3位は東京都が最下位となり9,381件、2位は京都府の13,561件、3位は徳島県の13,621件となっている。

このように比較してみると、受入額が最も多い所でも受入件数が必ずしも最も多いとは限らない。また、受入金額が少なくとも受入件数の多い所があり、その逆の場合もある。

直近の平成29（2017）年度については、図表

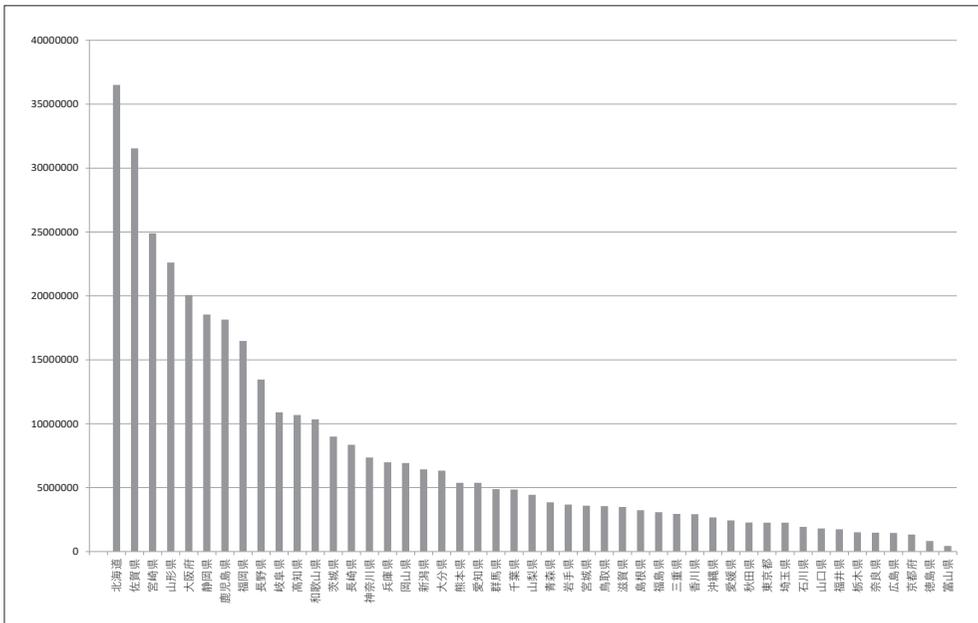
で示すことで上位と下位とではどれだけの開きがあるか比較することができる。

図表4に示すように、受入額を都道府県別で見ると、第1位はここ数年で人気の高くなっている北海道の約365億円となっている。それに続いて第2位以降は佐賀県315億円、宮崎県249億円、山形県226億円となっている。第1位と第2位とでは50億円もの差がついていることになる。下位3位は、最下位の富山県が約4億4,000万円であり、第2位は徳島県の約8億3,000万円、第3位は京都府の約13億4,000万円となっている。従って、上位第1位と最下位とでは約361億円も差が生じていることとなる。

一方、受入件数の第1位は北海道の220万3,150件である。第2位以降は佐賀県171万1,533件、宮崎県155万3,016件となっている。第1位と第2位とでは49万1,617件もの差がついていることになる。下位3位は、最下位の富山県が16,750件であり、第2位は東京都の19,179件、

図表4 ふるさと納税(寄付受)総額

単位:千円



出典：総務省（ふるさと納税ポータルサイト）：ふるさと納税に関する現況調査等
 人口：総務省：住民基本台帳に基づく人口（2018年1月1日現在）

第3位は京都府の39,257件となっている。従って、上位第1位と最下位とでは218万6,400件も差が生じていることとなる。

平成29(2017)年度においては、受入額および受入件数のいずれもトップは北海道であり、次いで佐賀県、宮崎県の順である。最下位の方の順位もほとんど変わっておらず、最下位は富山県、下位第3位は京都府となっている。都道

府県別では、このような数値と順位となっている。つまり、この結果の背景には、納税者側にすれば少しでも返礼品にブランド品や価値の高い品がある都道府県に集中して寄付する傾向があることが伺える。

(2) 団体別「ふるさと納税」の利用状況

さらに分析結果を追究すると、団体別の順位

図表5. ふるさと納税の受入額が多い自治体 単位:受入額 (百万円) 受入件数 (件)

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
1	県	東京都	東京都	東京都	岩手県	東京都	東京都	長崎県	宮崎県	宮崎県	大阪府
	市	府中市	府中市	品川区	釜石市	府中市	三鷹市	平戸市	都城市	都城市	泉佐野市
	受入額	662	578	1,522	2,064	430	430	1,463	4,231	7,333	13,533
	受入件数	29	42	31	955	59	162	36,067	288,338	528,242	862,082
2	県	広島県	北海道	兵庫県	福島県	東京都	東京都	佐賀県	静岡県	長野県	宮崎県
	市	広島市	札幌市	神戸市	相馬市	荒川区	府中市	玄海町	焼津市	伊那市	都農町
	受入額	629	514	1,157	628	312	376	1,067	3,826	7,205	7,915
	受入件数	0	455	222	442	0	59	49,778	138,903	59,084	430,018
3	県	北海道	広島県	東京都	岩手県	愛知県	鳥取県	北海道	山形県	静岡県	宮崎県
	市	札幌市	広島市	府中市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	上士幌町	天童市	焼津市	都城市
	受入額	398	199	502	449	290	336	957	3,228	5,121	7,474
	受入件数	385	0	43	5,846	1,394	24,198	62,991	63,731	231,244	523,164
4	県	東京都	岐阜県	大阪府	東京都	岩手県	群馬県	宮崎県	鹿児島県	宮崎県	佐賀県
	市	杉並区	岐阜市	大阪市	府中市		高崎市	綾町	大崎町	都農町	みやき町
	受入額	329	148	214	444	230	314	944	2,720	5,009	7,224
	受入件数	29	26	1,191	47	3,182	17	62,991	63,731	257,268	122,058
5	県	栃木県	東京都	東京都	福岡県	大阪府	愛知県	山形県	岡山県	佐賀県	佐賀県
	市		文京区	三鷹市	大野城市		名古屋市	天童市	備前市	上峰町	上峰町
	受入額	225	129	213	301	229	294	781	2,716	4,573	6,672
	受入件数	0	0	28	7	875	14,701	58,289	33,746	272,265	510,453
6	県	大阪府	大阪府	宮崎県	北海道	岩手県	鳥取県	鳥根県	長崎県	熊本県	和歌山県
	市		大阪市		網走市	釜石市	米子市	浜田町	佐世保市	熊本市	湯浅町
	受入額	157	113	135	268	214	279	727	2,648	3,686	4,951
	受入件数	508	1,847	4,401	54	525	24,447	45,502	115,534	69,473	325,558
7	県	東京都	大阪府	東京都	福島県	東京都	長野県	長野県	長崎県	山形県	佐賀県
	市	文京区		世田谷区		杉並区	阿南町	飯山市	平戸市	米沢市	唐津市
	受入額	118	108	130	257	174	265	625	2,600	3,531	4,389
	受入件数	0	1,256	20	4,204	36	11,759	39,844	46,736	35,574	384,019
8	県	兵庫県	東京都	東京都	宮崎県	千葉県	佐賀県	佐賀県	長野県	大阪府	北海道
	市	神戸市	足立区	目黒区	山元市	流山市	玄海町	小城市	伊那市	泉佐野市	根室市
	受入額	113	103	120	217	171	249	512	2,583	3,484	3,973
	受入件数	215	247	20	360	38	9,901	20,456	30,406	216,651	242,022
9	県	長野県	佐賀県	東京都	宮崎県	福岡県	宮崎県	宮崎県	佐賀県	山形県	高知県
	市	飯山市	神埼市	文京区		宗像市	綾町	都城市	上峰町	天童市	奈半利町
	受入額	110	103	118	164	157	247	500	2,130	3,358	3,906
	受入件数	69	9	0	2,393	20	16,109	28,653	95,763	201,925	196,108
10	県	大阪府	福岡県	千葉県	東京都	栃木県	北海道	鳥取県	鳥根県	北海道	静岡県
	市	大阪市	大野城市	千葉市	調布市		上士幌町	米子市	浜田市	根室市	藤枝市
	受入額	109	102	117	163	157	244	476	2,094	3,307	3,708
	受入件数	2,605	11	1,101	30	127	13,278	40,124	106,266	165,797	107,762

出典: <https://allabout.co.jp/gm/gc/474931/> 「過去9年のふるさと納税寄附金額をランキング!」
 [家計簿・家計管理] 「過去10年間のふるさと納税額ランキング」所収 (2019年1月29日アクセス)。

では必ずしも「ふるさと納税」受入金額の多い団体が1位の北海道内に属しているとは限らないことに留意しなければならない。

ふるさと納税が導入された平成20（2008）年度から平成29（2017）年度までで、ふるさと納税の受入金額が多い自治体の上位10位までをまとめたものが図表5である。

図表5をみると、平成20（2008）年度から平成25（2013）年度までの前半は東京都の23区の一部の自治体や府中市等が10位以内に多く入っていたが、平成26（2014）年度から平成29（2017）年度までの後半は九州地方の佐賀県の平戸市・上峰町や宮崎県の都城市・都農町などが多く入っている。その他、北海道の札幌市・根室市・上士幌町や山形県の天童市等多くの自治体が10位以内に入ってくるようになった。

その背景には「ふるさと納税」の返礼品がある。それぞれの自治体が特徴を生かしたブランド品や特産品などをPRし、他地域の住民からより多くの寄付金を集めるために「ふるさと納税」制度を活用したからである。

その中でも平成31（2019）年2月の人気を集めている「ふるさと納税厳選おすすめ特産品ランキングベスト13位」示したものが図表6である。

これをみると、「ふるさと納税」の返礼品の内容は寄付金額、各自治体の特産品などによっても様々で異なっている。そのほとんどのジャンルは飲食料品である。また、その他の「ふるさと納税」に関する広告のページ・新聞等を見ても、食肉類や海産物、果実などが1位、2位を争うように最も多くの自治体が返礼品として取り扱い、地元の特産品をPRしている。

ときには、還元率をみるとわかるように、制度規定に定められた金額を上回った返礼品を送った自治体も出てきて問題となっているくらいの過熱ぶりである。

この制度が導入後10年近く経過して、国民の間で定着しつつある「ふるさと納税」制度について、規定を破る自治体が増加しないように、さらにこれ以上返礼品合戦を過熱させないように判断して、平成30（2018）年12月11日に総務

図表6 ふるさと納税の返礼品ベスト13

順位	自治体名	ジャンル	特産品名	寄付金(円)	還元率(%)
1	大阪府 泉佐野市	牛肉	黒毛和牛 赤身・バラ肉 1kg	10,000	130
2	宮崎県 都農町	うなぎ	うなぎ蒲焼（長焼特大サイズ5尾）	20,000	100
3	北海道 森町	いくら	「三特」鮭いくら醤油漬（北海道産）	10,000	69
4	静岡県 焼津市	かに	マルヨウのカニ爪肉と爪下肉セット	15,000	93
5	香川県 三豊市	いちご	「三特」鮭いくら醤油漬（北海道産）	10,000	81
6	長崎県 松浦市	干物	「女峰」250g×8パック	16,000	70
7	大阪府 泉佐野市	豚肉	国産豚切り落とし（5.5kg）	10,000	66
8	岡山県 総社市	米	そうじゃ応援ブランド米15kg	10,000	60
9	青森県 南部町	ビール	アサヒドライプレミアム豊醸	10,000	54
10	北海道 根室市	うに	エゾバフンウニ135g×1折	20,000	52
11	岡山県 津山市	日本酒	大吟醸「剣聖武蔵」	12,000	45
12	静岡県 小山町	商品券	サーティーワン「バラエティパックギフト券」	複数対応	45
13	北海道 滝川市	メロン	北海道産赤肉メロン大玉 2玉	10,000	40

出典：https://soldie.jp/setsuzei-nouzei/furusato-nouzei-unagi-ranking 「【2019年1月最新】還元率130%?お得な『ふるさと納税』厳選おすすめ』『ふるさと納税の返礼品ベストテン』所収（2019年2月1日アクセス）。

省は、3割超や、地場産品以外の返礼品を送る自治体について、翌年6月1日以降、これらを「ふるさと納税」制度の対象から外し、違反をしている自治体に寄附しても税金から控除されないといった内容の地方税法改正案を来年度の国会に提出すると発表した。このようにルール規定を守らない自治体が増えてくれば法改正をすべきである。従って今年（2019年）は、どここの自治体も「ふるさと納税」の返礼品に関して3割程度に抑えてくるだろう。また総務省は、返礼品は地場産品であることを求めているのである。

その場合、地場産品が複数ある自治体とそうでない自治体とでは不公平となる可能性があり、特に地場産品のない自治体にとっては、かなり厳しい課題となると言えるだろう。

筆者はこの不公平を緩和するには、制度としては全く異なるが、地方交付税制度との関連で見直すことが良いと考えている。

4. 不交付団体の推移とふるさと納税の増加自治体との関係

本稿では、日本全国で1,741存在する自治体の中で、地方交付税を受けていない不交付団体の推移と「ふるさと納税」制度による寄附金が増加している自治体との関係を明らかにした上で、地方交付税削減政策について考察してみよう。

(1) 不交付団体の推移

総務省サイトでは、「地方交付税は本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば『国が地方に

代わって徴収する地方税』（固有財源）という性格をもっている。その主な財源は、所得税・法人税の33.1% 平成27（2015）年度から、酒税の50% 平成27（2015）年度から、消費税の22.3% 平成26（2014）年度から、地方法人税の全額 平成26（2014）年度からとされている」⁽⁶⁾。

小泉政権ではバブル経済崩壊後、地方分権という視点よりも国の財政再建が優先され、財政赤字を少しでも削減するために、「中央から地方へ」を改革の柱として地方はこの補助金制度に頼りすぎていることを含め「地方ができることは地方へ」という理念の下、「三位一体改革」を実施した。この「三位一体改革」の中に地方交付税の改革（総額の大幅な抑制、算定の簡素化、不交付団体の増加）がある。この改革により、平成16（2004）年度～平成19（2006）年度の3年間で、地方交付税5兆1,000億円、補助金4兆7,000億円をカットする代わりに3兆円の財源を地方に移譲したが、地方交付税の大幅な削減が地方を疲弊させたとの指摘が残った。

平成30（2018）年10月1日現在、日本の地方公共団体数⁽⁷⁾のうち地方交付税を受けずに地方税収等の自主財源だけで運用している不交付団体はどれだけあるのか示してみる。

図表7で示したものは「ふるさと納税」導入後の平成20（2008）年度から平成30（2018）年度までの地方交付税不交付団体数の状況を示したものである。

「ふるさと納税」制度と地方交付税制度とは全く違う制度であり、前者は寄附金であり、後者は補助金である。それ故に寄附金を受けた自

(6) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html「総務省 | 地方財政制度 | 地方交付税」『地方交付税』所収（2019年2月4日アクセス）。

(7) 市が792、特別区が23、町が743、村が183で合計1,741である（ただしロシア連邦が実効支配している6村は数に含まれていない）。

図表7 不交付団体の状況

区分	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
都道府県	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市町村	177	151	74	58	54	48	54	59	76	75	77
合計	179	152	75	59	55	49	55	60	77	76	78

出典：www.soumu.go.jp/main『不交付団体の状況』（2018年12月20日アクセス）。

自治体には、基準財政収入額に「ふるさと納税」による寄付金収入が算入されることはない。換言すれば、「ふるさと納税」という寄付金を受けた地方自治体は、地方交付税算定基準を下回っていれば地方交付税が減少されることなく、返礼品等の諸経費を除く寄付金全額がその地方自治体の歳入に加わることで、実質収入増となる。

その反面、寄付者が在住する地方自治体では先に述べたように世帯別税額控除（税金が控除）されることから、控除された分の税収が減少することとなる。図表7より不交付団体数の推移をみると、「ふるさと納税」を導入した平成20(2008)年度の不交付団体数は179団体あったものの、平成25(2013)年度までは減少傾向となり、同年度は48団体にまでとなった。翌年度以降徐々に増加傾向ではあるが、平成30(2018)年度の不交付団体数は78団体であった。この推移からみてもここ10年間で101団体が減少していることとなる。これらの自治体は不交付団体から交付団体へと移行していることとなる。

この背景には、住民の「ふるさと納税」による所得控除や地方税控除が増加することで、地元の税収が減少し、今までは不交付団体だったのが交付団体になる状況があることも考えられる。

このような状況では、三位一体の改革で国の財源から地方交付税を減額しても長続きしていない改革だったと言える。むしろ改革前よりも

交付税の支出額が増加しているのではないだろうか。

(2) 自治体のふるさと納税額の増加と地方交付税（普通）との関係

平成25(2013)年度から平成28(2016)年度の4年間において、ふるさと納税額に変動のあった4つの自治体とふるさと納税を行っていない3つの自治体を抽出してみた。そして、その各自自治体の決算カードを基にして、地方自治体の財源となる地方税、地方交付税（普通）、ふるさと納税を含む寄付金の3種類の項目を取り上げて整理したのが図表8である。

宮崎県都城市は平成25(2013)年度ベスト10内に入ってもいなかったが、特産品に特徴を出したことで平成27(2015)年度42億3,100万円、翌年度は73億3,300万円と2年続けてふるさと納税受入額がトップとなっている。そのほかトップ10位以内に入っている自治体には、山形県の天童市が3回、宮崎県の都農町が2回、大阪府の泉佐野市が2回となっている。大阪府の泉佐野市は、平成28(2016)年度は8位だったが、翌年度は1位となり、その上、過去最高の135億3,300万円のふるさと納税額を集めた。同年2位の宮崎県都農町は79億1,500万円であるが、その差は約1.71倍ついていることとなる。

2016(平成28)年度ふるさと納税金額が約73億3,000万円で1位だった宮崎県都城市を一例として取り挙げてみると、これだけ集まった「ふるさと納税」による寄付金は返礼品等の諸

経費を除いた分が自治体の収入となるが、地方交付税（普通税）は今まで通り税収で算出された財政力指数が基準の指数値1を上回っていないければ、国から都城市の歳入項目へ約178億円が補助金として交付されることとなる。

確かに補助金と寄付金とでは制度も性質が異なるが、このようにふるさと納税による寄付金が自治体の歳入項目にいくら入ってきてても、国から地方交付税（普通税）という歳出項目の補

助金が地方の自治体へ移動すれば、国の財政赤字は削減できないこととなる。そうであるなら小泉政権の政策であった「三位一体の改革」による財政（地方交付税）削減を実施した意味はなくなるのではないだろうか。

同じ地方自治でも、図表8にある北海道の泊村や愛知県の飛鳥村は、ふるさと納税にも参加もしていないのに財政力指数も基準の指数値1を上回っていることから、地方交付税（普通

図表8 ふるさと納税額の多い自治体とふるさと納税額の無い自治体の自主財源と依存財源との割合

自治体名 人口数(人)	歳入項目(千円) 構成比(%)	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
宮崎県 都城市	地方税	18,195,009	23.0	18,620,215	23.1	18,806,022	22.8	19,232,983	21.7
	普通交付税(財政力指数)	19,226,755 (0.48)	24.4	18,535,700 (0.50)	23.0	18,501,326 (0.50)	23.0	17,849,697 (0.52)	20.1
2013年 169,988	寄付金	11,389	0.0	503,673	0.6	4,247,368	5.1	7,346,696	8.3
2016年 168,448	歳入合計	78,947,279	100	80,765,492	100	82,556,768	100	88,812,067	100
山形県 天童市	地方税	7,737,498	32.1	7,719,272	29.4	8,093,925	28.1	8,251,568	28.4
	普通交付税(財政力指数)	3,609,247 (0.62)	15.0	3,588,405 (0.63)	13.7	3,608,300 (0.64)	12.5	3,281,290 (0.66)	11.3
2013年 62,271	寄付金	23,115	0.1	783,255	3.0	3,254,370	11.3	3,373,656	11.6
2016年 62,136	歳入合計	24,085,295	100	26,226,994	100	28,845,863	100	29,084,008	100
宮崎県 都農町	地方税	801,351	11.3	824,973	12.7	835,406	11.8	899,501	6.2
	普通交付税(財政力指数)	2,190,488 (0.26)	30.8	2,123,055 (0.27)	52.8	2,194,107 (0.28)	31.0	2,150,914 (0.29)	14.9
2013年 11,189	寄付金	11,926	0.2	4,430	0.1	719,438	10.2	5,037,777	35.0
2016年 10,867	歳入合計	7,122,235	100	6,487,444	100	7,074,523	100	14,413,236	100
大阪府 泉佐野市	地方税	20,750,040	49.7	20,687,284	44.0	20,460,961	33.0	21,135,278	36.4
	普通交付税(財政力指数)	1,215,433 (0.92)	2.9	816,962 (0.92)	1.7	1,012,068 (0.94)	1.6	1,025,406 (0.94)	1.8
2013年 102,059	寄付金	66,014	0.2	472,022	1.0	1,330,173	2.1	3,558,356	6.1
2016年 101,035	歳入合計	41,724,674	100	47,020,048	100	62,036,127	100	58,023,106	100
北海道 泊村	地方税	2,734,455	53.9	2,579,024	63.5	2,539,334	63.8	2,451,126	55.8
	普通交付税(財政力指数)	0 (2.01)	0.0	0 (1.88)	0.0	0 (1.81)	0.0	0 (1.71)	0.0
2013年 1,839	寄付金	6,500	0.1	2,300	0.0	100	0.0	4,100	0.1
2016年 1,748	歳入合計	5,076,333	100	4,061,003	100	3,982,074	100	4,390,643	100
東京都 御蔵島村	地方税	50,201	4.1	46,573	3.8	46,379	3.0	46,157	2.1
	普通交付税(財政力指数)	353,384 (0.138)	28.6	333,101 (0.118)	27.0	349,802 (0.118)	22.6	339,246 (0.116)	15.2
2013年 315	寄付金	0	0.0	0	0.0	55	0.0	0	0.0
2016年 303	歳入合計	1,234,322	100	1,234,973	100	1,550,449	100	2,235,823	100
愛知県 飛鳥村	地方税	3,733,039	72.1	4,017,105	67.2	4,022,541	62.8	3,938,510	40.1
	普通交付税(財政力指数)	0 (2.08)	0.0	0 (2.07)	0.0	0 (2.09)	0.0	0 (2.11)	0.0
2013年 4,666	寄付金	150	0.0	50	0.0	50	0.0	0	0.0
2016年 4,525	歳入合計	5,176,953	100	5,976,670	100	6,408,562	100	9,811,771	100

出典：http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html「市町村決算カード」『各自治体決算カード（平成25年度～平成28年度まで）』所収（2019年3月2日アクセス）。

である国からの補助金を得ずに自分達の財源で賄っている自治体である。

確かにこれだけのデータでは正確な判断はできないし、人口規模などもそれぞれの市町村で異なるが、地方交付税（普通税）の補助金をもらっていないのは確かである。

このふるさと納税制度は、寄付金でありながらその地域の特産品などの「返礼品」を納税額により寄付者に送付されることから、納税者が返礼品を得るための寄付金となっている。ここ数年で定着してきた「ふるさと納税」制度は寄付者である個人には返礼品が送付され、納税を受けた自治体には財源の増額といった双方にメリットをもたらしている。

このように「ふるさと納税」は税金ではなく寄付金であるが故に自治体では税収ではなく寄付収入となり、地方交付税算出のための基準財政収入額⁽⁸⁾には入らないことになる。

5. 「ふるさと納税」制度の改正

以上「ふるさと納税」制度を分析してきたが、改正すべき課題は下記のようにいくつかある。

- ① 自治体も寄付金を集めるために地元の特産品でない品を他の自治体から集めて返礼品としている。
- ② 寄付額の最大20%分のギフト券を配るキャンペーンを実施している。

このように現在では返礼品合戦で寄付金を集める制度となり、当初の「ふるさと納税」制度

の規定を守らない自治体が多くなっていることから、「ふるさと納税」制度の規定を総務省が再度検討することとなった。それによると、現在の「ふるさと納税」制度は自治体ならどこでも利用できるが、6月以降は事実上「認可制」に移行し、制度の利用を希望する自治体が申請する際、6月以降の返礼品や募集方法についての計画や過去の寄付金の集め方などについて説明を求める方向としている。

検討中の改正案としては、返礼品について、調達価格を寄付額の3割以下、地場産品に限る方針である。その他、寄付金の募集方法についても「期間限定」などの派手な宣伝で、駆け込みの寄付を煽る行為は規制する。総務省は平成31（2019）年4月上旬にも詳細な規制の基準を公表し、5月には、基準に適合した自治体を指定する、としている。また、指定されなかった自治体には6月以降に寄付しても、減税の特例は受けられないようにする、としている⁽⁹⁾。

このように「ふるさと納税」制度の改正案が政府機関で検討されているが、筆者はこの「ふるさと納税」は寄付金とは別にして「ふるさと税」いわゆる「法定外税」⁽¹⁰⁾として個人の支持する地方自治体へ納税するのが良いと考える。税であるなら納税者の在住する自治体の税金控除（所得税・住民税）の対象とならない。そうすれば寄付者の在住自治体の税収にはあまり影響は出ないだろう。そして、納税された自治体は地方税項目の中に新項目「ふるさと税」として組み込むか、その年によって納税額が異なるため新たな項目として歳入項目に加えるのも良いだろう。そうすることで地方交付税算定の際

(8) 「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。標準的な地方税収入×75/100 + 地方譲与税等

(9) 読売新聞『ふるさと納税過剰返礼品の自治体除外過去実施分も対象』2019年2月22日付。

(10) 目的が無く納められた場合は法定外普通税。目的が有って納められた場合は法定外目的税とする。

に「ふるさと税」による税収が加わるため、基準財政収入額が増えることで、地方交付税が減少することになる。場合によっては不交付団体となる自治体が増加する可能性もある。

納税者にすれば、心理的にも返礼品の内容などに目が向き、少しでも効率の良い自治体の方に寄付をしたくなる。また、寄付金を少しでも多く集めたい地場産品のない自治体にとっては、ブランド品や知名度の高い特産品を集めて寄付金を集めることも考えられる。

そうであるなら、各自治体レベルで考えるのではなく、風土・気候等の変わらない県レベルでそれぞれの特産品を自治体間で共同に扱い、各自治体は自分達の風土・気候・観光地等そこにしか無いものを全国的に宣伝し、その地域の良さを知って寄付金を集めるようにするのも良いと考える。

寄付金は地方交付税制度のように県で一度徴収し、多く集めた自治体等を考慮した上で再配分することも考えるべきではないだろうか。

このように考察すると、「ふるさと納税」制度と地方交付税制度との関連性を見直すことによって、「三位一体改革」の地方交付税の削減を実現したことが引き継がれて、補助金を当てにしない地方の自立へと繋がるのではないだろうか。

参考文献

- 1) 金森 重樹『100%得するふるさと納税生活』扶桑社、2014年。
- 2) 田中 里沙「論評 ふるさと納税による地方創世の今後」『地方税（地方財務協会）』第69巻 第9号 2018年9月。
- 3) 高橋 祐介「ふるさと納税制度の一考察 一意義とあるべき姿」『地方財務（ぎょうせい）』第771号 2018年9月。
- 4) 谷 隆徳「ふるさと納税の動向と展望」『地方財務（ぎょうせい）』前掲号。
- 5) 水田 健一「『ふるさと納税』制度とその問題点」『名古屋学院大学論集 社会科学編』第53巻 第4号 2017

- 年。
- 6) 吉井 俊弥「ふるさと納税の現況調査結果等」『地方財務（ぎょうせい）』前掲号。
- 7) 吉井 俊弥「解説 ふるさと納税の現況等について」『地方税（地方財務協会）』第69巻 第6号 2018年6月。
- 8) 吉井 俊弥「解説 ふるさと納税に関する現況調査結果について」『同誌』第69巻 第8号 2018年8月。
- 9) <http://www.soumu.go.jp>「総務省ふるさと納税ポータルサイト平成30年度」『ふるさと納税に関する現況調査結果』所収（2018年12月20日アクセス）。
- 10) www.soumu.go.jp/main_content/000565916.pdf『不交付団体の状況』（2018年12月20日アクセス）。
- 11) http://www.soumu.go.jp/main_content/000562702自治税務局市町村税課（2017年7月27日、2018年7月27日）「ふるさと納税に関する現況調査結果総務省PDF」『ふるさと納税に関する現況調査結果』所収（2018年12月25日アクセス）。
- 12) <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl161129.pdf> 川口 亮「ふるさと納税の現状と課題」『MIZUHO（みずほ総合研究所）』2016年（2018年12月26日アクセス）。
- 13) <https://hedge.guide/furusato/guide/donation>『ふるさと納税の寄付金は何に使われる？知っておきたい寄付金の使い道』（2018年12月27日アクセス）。
- 14) <http://www.interfood.org/riyuu.html>『ふるさと納税ができた理由』（2018年12月27日アクセス）。
- 15) <https://kaikeizine.jp/article/5682/>「総務省通知に自治体の対応に温度差 ...」『ふるさと納税返礼品3割以下』所収（2018年12月27日アクセス）。
- 16) www.e-stat.go.jp/municipalities/number-of-municipalities「市区町村数を調べる|政府統計の総合窓口」『平成30年度市町村数』所収（2019年1月26日アクセス）。
- 17) <https://allabout.co.jp/gm/gc/474931/>「過去9年のふるさと納税寄附金額をランキング [家計簿・家計管理]」『過去10年のふるさと納税ランキング』所収（2019年1月29日アクセス）。
- 18) <https://soldie.jp/setsuzei-nouzei/furusato-nouzei-unagi-ranking>「【2019年1月最新】還元率130%!お得な『ふるさと納税』厳選おすすめ」『ふるさと納税の返礼品ベストテン』所収（2019年2月1日アクセス）。
- 19) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html「総務省 | 地方財政制度 | 地方交付税」『地方交付税』所収（2019年2月4日アクセス）。
- 20) <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>「総務省 | 地方財政状況調査関係資料 | 決算カード『市町村』」『各自治体決算カード2013年度～2016年度』所収（2019年3月2日アクセス）。